

パツとわかる 交際費課税



全額損金算入できる飲食費の金額基準引上げなどの
最新の改正内容がわかる！

迷いやすい交際費・会議費・福利厚生費の
区分などを具体的に解説！



公益社団法人 米子法人会

CONTENTS 目次

I パツとわかる交際費課税のキホン

- 1 交際費課税の原則と特例 4
- 2 飲食交際費の範囲はどこまでか 6

II パツとわかる飲食交際費

- 3 飲食交際費の損金算入上限引上げ（令和6年度税制改正） 8
- 4 消費税インボイス制度と10,000円基準の判定 10
- 5 2次会での飲食費 12
- 6 飲食物を贈答した場合 14
- 7 社内会議での飲食費 15
- 8 領収書の注意点 17



Ⅲ パッとわかるパーティー費用・旅行費用

9	創立記念のパーティー費用	18
---	--------------	----

10	会議を兼ねた旅行費用	20
----	------------	----

11	得意先等の工場見学費用	22
----	-------------	----

Ⅳ パッとわかる贈答・贈呈費用

12	お中元・お歳暮等の贈答費用	23
----	---------------	----

13	広告宣伝用資産の贈与	24
----	------------	----

14	サンプルの贈呈費用	26
----	-----------	----

Ⅴ パッとわかるその他の支出

15	情報提供料	27
----	-------	----

16	建設工事の対策費用	28
----	-----------	----

17	慶弔金品	30
----	------	----



Q 交際費課税の概要は、どのようになっているのでしょうか。



A 交際費等は原則として全額が損金不算入となります。ただし、特例として損金算入が認められる場合が設けられています。

1 交際費課税の概要

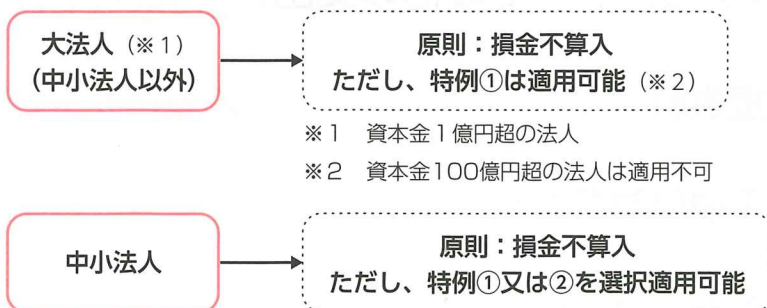
交際費課税の概要は、次のとおりです。

原則		➤ 損金不算入
特例 (※1)	接待飲食費の特例①	➤ 接待の飲食のために支出したもの（社内飲食費は除く）に限り、その50%を上限なく損金に算入
	中小法人(※2)の特例②	➤ 年間 800万円までの交際費等は全額を損金算入可能（800万円を超える部分は損金不算入）

※1 令和6年度税制改正により、特例①②の適用期限が令和9年3月31日までに開始する事業年度まで3年延長されました。

※2 資本金1億円以下の法人（資本金5億円以上の大法人の完全子会社を除く）

これを法人の規模別に整理すると、次のとおりです。



中小法人は、飲食交際費が年間1,600万円を超える場合、「飲食交際費の50%損金算入」を選択した方が有利です
次ページの事例で確認しましょう

2 中小法人における事例

中小法人において、交際費等が年間 800万円を超える事例を検討します。

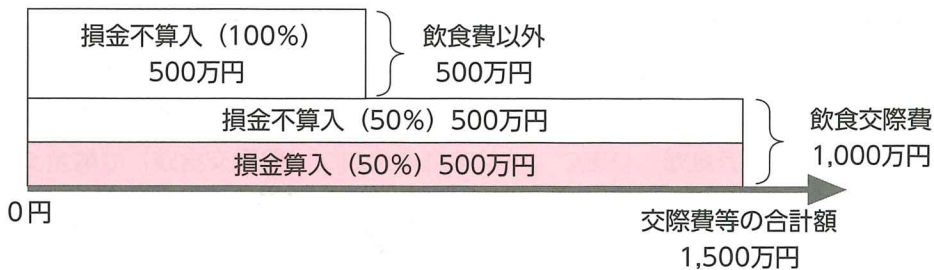
■ 事例Ⅰ

交際費等 1,500万円（飲食交際費 1,000万円、その他 500万円）

- 「年間 800万円まで全額損金算入」を選択した場合



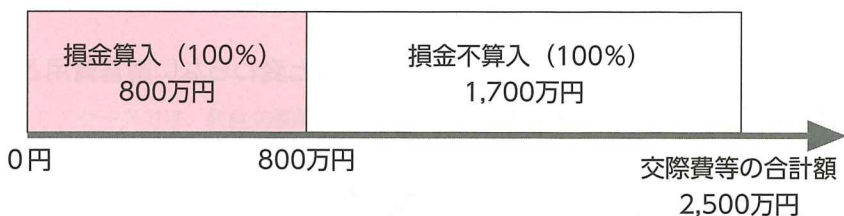
- 「飲食交際費の 50% 損金算入」を選択した場合



■ 事例Ⅱ

交際費等 2,500万円（飲食交際費 2,000万円、その他 500万円）

- 「年間 800万円まで全額損金算入」を選択した場合



- 「飲食交際費の 50% 損金算入」を選択した場合

